

複写

産業廃棄物処分業許可証

許可番号 第 9923003203 号

住 所 大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号
氏 名 大栄環境株式会社
代表取締役 金子 文雄

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

西宮市長 石井 登志郎

許可の年月日 令和 6年6月18日
許可の有効年月日 令和13年6月17日

1. 事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。)

(1)中間処理(焼却)

取扱産業廃棄物の種類

①廃酸 ②廃アルカリ ③廃プラスチック類 ④紙くず ⑤木くず ⑥繊維くず

⑦動植物性残さ ⑧動物系固形不要物

以上8種類(石綿含有産業廃棄物を除く。水銀使用製品産業廃棄物を除く。水銀含有ばいじん等を除く。)

(2)中間処理(破碎・選別)

取扱産業廃棄物の種類

①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤ゴムくず ⑥金属くず

⑦ガラスくず、コンクリートくず(工作物の除去等を除く。)及び陶磁器くず ⑧がれき類

以上8種類(石綿含有産業廃棄物を除く。水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

(3)中間処理(破碎・チップ化)

取扱産業廃棄物の種類

①木くず

以上1種類(水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

(4)中間処理(破碎)

取扱産業廃棄物の種類

①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤ゴムくず ⑥金属くず

⑦ガラスくず、コンクリートくず(工作物の除去等を除く。)及び陶磁器くず ⑧がれき類

以上8種類(石綿含有産業廃棄物を除く。水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

2. 事業の用に供するすべての施設(施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)を記載すること。)

(1)種

類:焼却施設

設置年月日:平成6年7月19日

処理能力:50t/日(24時間)

許可年月日:平成6年7月19日

許可番号:624002

(2)種

類:破碎・選別施設

設置年月日:平成7年6月18日

処理能力:100t/日(8時間)

許可年月日:平成13年2月1日

許可番号:132803

(3)種

類:破碎・チップ化施設

設置年月日:令和2年7月17日

処理能力:79t/日(8時間)

許可年月日:令和2年6月15日

許可番号:20202601

(4)種

類:破碎施設

設置年月日:令和3年5月13日

処理能力:905t/日(8時間)

許可年月日:令和3年3月5日

許可番号:20202603

(1)~(4)の設置場所:兵庫県西宮市鳴尾浜2丁目17番1 外8筆

3. 許可の条件

(1)中間処理の場所は、上記設置場所に限る。

(2)廃酸及び廃アルカリは、両者の混合物である廃水に限る。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成12年 6月18日

新規許可(政令市移行による更新許可)

平成13年1 1月29日

品目追加(政令改正に伴う書換え)

平成15年 4月21日

変更許可(取扱産業廃棄物の追加)

平成17年 6月18日

更新許可

平成22年 6月18日

更新許可

平成23年 4月18日

優良確認

平成29年 6月18日

更新許可(優良認定)

令和 3年 5月13日

変更許可(中間処理方法(破碎)の追加)

令和 6年 6月18日

更新許可

令和 7年 7月14日

廃止届

令和 7年 8月22日

錯誤訂正(固形燃料化施設(64t/日)及び破碎・選別施設(86t/日))

錯誤訂正(破碎・選別施設(100t/日)取扱産業廃棄物)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・無

【注意】

本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、その他の用途による使用は無効とする。

令和7年8月22日錯誤訂正による書換え